



平成31年3月22日

大臣官房総務課

## 「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定

平成31年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（平成31年4月1日施行）

### I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に置かれる参事官を一人追加する等の改正を行うものです。

### II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

(1) 大臣官房参事官の数の変更

- ・緊急災害対策派遣活動への対応のため、大臣官房参事官の数を1増加させる。

(2) 住宅局総務課、住宅政策課及び建築指導課の所掌事務変更

- ・住宅局総務課に新たに国際室を設置することに伴い、住宅政策課及び建築指導課から、両課が所掌する国際関係事務に関する総合的な政策の企画・立案に関する事務を総務課へ移管する。

(3) 鉄道局都市鉄道政策課の所掌事務変更

- ・都市鉄道等と都市鉄道等以外の鉄道等の輸送障害発生時の対策に一体的に取り組むため、都市鉄道政策課から都市鉄道等に係る輸送障害発生時の安全確保に関する事務を総務課へ移管する。

(4) その他所要の改正

### III. 今後のスケジュール

公 布：平成31年3月27日（水）

施 行：平成31年4月1日（月）

#### 【問い合わせ先】

大臣官房総務課 法規第二係長 倉信 直通：03-5253-8184(内線21-463)

法規第七係長 下川 直通：03-5253-8185(内線21-484)

代表：03-5253-8111

FAX：03-5253-1523